資料３

政務活動費の支給について

１　支給の意義・目的（前提となる考え方）

政務活動費は、議会の監視機能や政策提言力を高めるために支給されるものであり、地方分権改革により議会の役割が高まる中、議会の審議能力の強化を目的として制度化された。

政務活動費は、監視機能、政策提言力の強化や住民福祉の向上が最も重要な目的である一方、その使い道については、透明性の確保が強く求められている。

２　吉田町議会議員定数等検討特別委員会調査報告書における支給理由

・議員の資質向上や議員活動の活性化に資する
・町政の課題や町民の意思を把握し町政に反映させる活動や町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動に係る経費として活用

３　交付を検討する際の判断基準

判断の視点	内容
議会の活動実態	・住民からの要望が多岐にわたり、議会・議員の活動量は増加しているか。 ・監視機能や政策提言力の強化による議会の審議能力向上が必要か。
議会改革の進捗	・議会改革を進め、新たな議会を創出するための環境整備として必要かどうか

４　交付額の参考水準

区分	平均支給額（月額）	支給割合
町村議会	約９，５００円	約２０％
市議会	約４０，０００円	約８７％
都道府県議会	約３５０，０００円	１００％

【出典：全国町村議会議長会】

５　政務活動費の対象

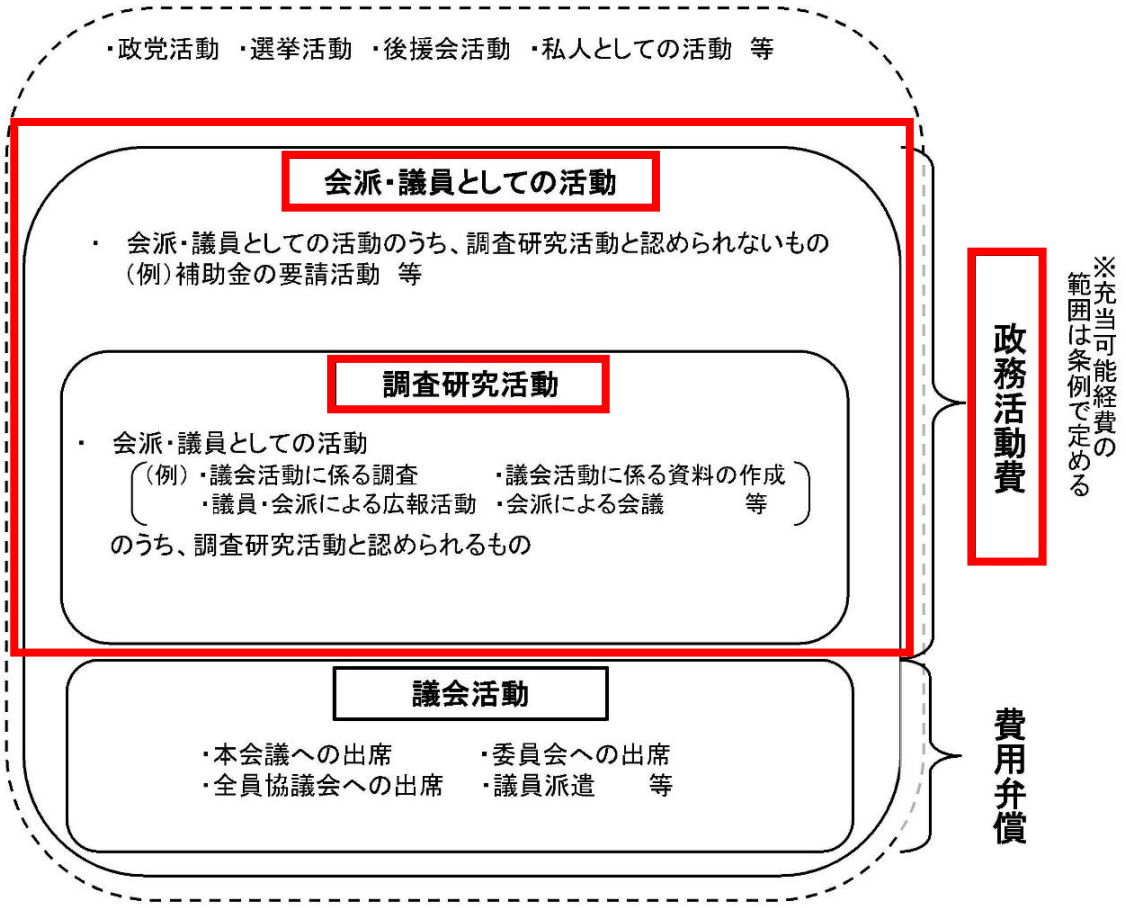

【出典：総務省】